小平都市計画 用途地域等が変更になりました

用途地域（東京都決定）などの都市計画変更案が5月の東京都都市計画審議会において承認され、6月24日に決定・告示が行われました。また、同時決定の防火地域及び準防火地域、高度地区の変更（小平市決定）について、あわせて決定・告示を行いました。

◆変更個所・内容

都市計画道路小平3・4・7号線（事業中）の沿道など6個所です（右図、右表）。

◆関係図書の縦覧

都市計画変更に伴う関係図書の縦覧を行っています。

※土曜・日曜日、祝日を除く。

縦覧場所　総合計画課

絶対高さを定める高度地区の検討など

市報4月20日号でお知らせしたとおり、市では「都市計画・まちづくりの新しいルールづくり」について、建築物の絶対高さを定める高度地区や、敷地面積の最低限度、大規模な開発計画の事前周知などの検討を行っています。

5月に都市計画・まちづくり懇談会を開催し、また意見募集を行いましたが、いただいた意見の概要については、問合せ先で閲覧できるほか、小平市ホームページに掲載しています。

問合せ　総合計画課☎042（346）9554

用途地域等の変更個所・内容

	変更個所	用途地域	建ぺい率	容積率	高度地区	防火地域、準防火地域
❶	中島町地内	第一種低層住居専用地域	40（30）	80（60）	第一種	―
❷	小川西町二丁目、三丁目及び四丁目各地内	商業地域（近隣商業地域）	80	400（300）	第三種	防火（準防火）
❸	天神町二丁目及び大沼町一丁目各地内	第二種中高層住居専用地域（第一種低層住居専用地域）	60（40）	200（80）	第二種（第一種）	準防火（―）
❹	天神町二丁目及び大沼町一丁目各地内	第一種中高層住居専用地域（第一種低層住居専用地域）	60（40）	300（80）	第三種（第一種）	準防火（―）
❺	天神町二丁目地内					
❻	上水本町一丁目地内	第一種低層住居専用地域	40（30）	80（60）	第一種	―

※（　）内は変更前の内容。

国民健康保険税 納税通知書をお送りします

平成16年度の国民健康保険税（国保税）納税通知書を7月9日（金）に発送します。

◆国保税の仕組み

国保税は、国民健康保険（国保）の加入者が病気やけがをしたときの医療費や、出産や死亡の際の給付などの費用に充てられる医療保険分と、介護保険の費用に充てられる介護保険分を合算したものです。

医療保険分は、国保加入者ごとの前年中の所得に応じて算定する所得割額、平成16年度の固定資産税額に応じて算定する資産割額、世帯の加入者数に応じて算定する均等割額、1世帯当たりの平等割額の合算額です。

介護保険分は、国保加入者のうち40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）に該当する方の所得割額と均等割額の合算額です。

また、国保税の所得割額の計算では、住民税などと異なり、扶養控除、社会保険料控除などの所得控除は適用されません。

◆平成16年度分から国保税を改定（左表）

近年の国保加入者の増加や高齢化の進展などで、医療費が年々増加する一方、長引く景気低迷による国保税収入の伸び悩みで、財源に不足が見込まれるため、医療保険分の税率を改定し、加入者の皆さんにも負担をお願いすることになりました。

また、介護サービス費用に充てられる介護納付金が増加するため、介護保険第2号被保険者にかかる介護保険分の税率もあわせて改定しました。

なお、医療保険分の均等割額は、平成16年度分に限り、急激な負担の増加を軽減するための措置がとられています。

◆納税義務者は世帯主

国保税の納税義務者は、国保加入者がいる世帯の世帯主です。世帯主が社会保険などに加入している場合でも、その世帯に国保加入者がいるときは、世帯主が納税義務者となります。この場合、世帯主の所得などは国保税の計算には含まれません。

なお、世帯主が国保に加入していない世帯は、一定の要件のもとに届け出により、住民基本台帳上の世帯主とは別に、国保加入者を国保上の世帯主とすることができます。

◆月割課税

年度（4月～翌年3月）の途中で加入または脱退した場合は、年間の税額を月割で課税します。

月割の対象期間は、国保の資格を取得した月から資格を喪失した月の前月までの月数です。

介護保険分は、国保の加入月数のうち介護保険第2号被保険者に該当する月数となります。

▽年度途中に40歳になる方

4月以降7月10日までに40歳の誕生日を迎えた方は、あらかじめ月割で算定した内容で通知します。

7月11日以降に、40歳の誕生日を迎える方は、40歳到達月の翌月をめどに、更正分（追加分）の納税通知書をお送りします。

▽年度途中に65歳になる方

あらかじめ月割で算定した内容で通知します。

◆納期内の納付

国保税が納期内に納付されないと、国保の運営ができなくなってしまいます。

国保税の納付には、便利で納め忘れのない口座振替の利用をお勧めします。

◆減免制度

災害その他特別な事情により生活が著しく困難になった場合で、利用しうる資産・能力などを活用しても納税が困難なときは、一定の基準に該当すれば、申請により国保税の減免が受けられる場合があります。ご相談ください。

問合せ　保険年金課☎042（346）9530

▽口座振替・納税に関すること…収納課☎042（346）9526

国民健康保険税の税率などの改定内容

区分		改定後	改定前
医療保険分	所得割額	5.26%	4.95%
	資産割額	19.95%	23.00%
	均等割額	21,100円（平成16年度分に限り17,300円）	13,500円
	平等割額	8,000円	8,000円
	課税限度額	53万円	51万円
介護保険分	所得割額	1.11%	0.85%
	均等割額	11,700円	10,000円
	課税限度額	8万円	8万円

国民健康保険 入院時の食事代 標準負担額の減額

入院したときは、診療や薬にかかる費用とは別に、食事代の一部（標準負担額）を自己負担していただき、残りを国民健康保険（国保）が負担します。

標準負担額減額認定証を医療機関に提示すると、左表のとおり標準負担額が減額されますので、次の要件に該当する方は、事前に保険年金課、東部・西部出張所、動く市役所へ申請してください。

申請できる方　国保加入者全員（世帯主を含む）の住民税が非課税の世帯の方

申請に必要なもの　国保被保険者証、印鑑

※平成16年1月2日以降に転入した方は、平成16年1月1日現在の住民登録地の世帯全員の平成16年度住民税非課税証明書（所得の記載のあるもの）が必要です。

※高齢受給者証対象の方で住民税の申告をしていない方は、申告後に申請してください。

※すでに、標準負担額減額認定証をお持ちの方も、7月31日で有効期限が満了しますので、あらためて申請してください。

※申請日以前の1年間の入院日数が90日を超えている方で長期該当の申請をしていない方は、その日数分の領収書または入院証明書をお持ちください。

※標準負担額減額認定証は、入院中の食事代を減額するものです。退院後に申請しても入院中の食事代は減額されません。

※標準負担額は、高額療養費の対象になりません。

問合せ　保険年金課☎042（346）9529

区分		標準負担額（1日につき）
一般加入者		780円
住民税非課税世帯	90日までの入院	650円
	90日を超える入院	500円
	70歳以上で、世帯主および国保加入者全員が所得のない世帯に属する方（年金の所得額は、控除額を65万円として計算）	300円

児童手当の対象年齢が拡大

小学3年生まで支給されます

国の児童手当の制度が大きく変わり、支給対象年齢がこれまでの「義務教育就学前」から「小学校第3学年修了」までになりました。

金額（月額）は第1子・第2子が5千円、第3子以降が1万円です。

◆児童手当を受けるには

児童手当は養育者からの申請がないと支給されませんので、新たに対象になる方は申請してください。

ただし、平成16年3月末で児童手当を受けていた小学1年生は継続扱いとなりますので、あらためて手続きする必要はありません。

年齢要件により新たに該当になると思われる家庭には、7月上旬に案内文書を送付します。

◆所得制限

所得が一定以上の方には児童手当は支給されません（右表参照）。

※平成16年4・5月分は平成14年分の所得で、6月分からは平成15年分の所得で判断します。

※合計所得（源泉徴収票の場合は、給与所得控除後の金額）から、一律控除額（8万円）および医療費控除などの各種控除額を差し引いた額が、所得限度額未満の場合に受給できます。

◆提出する書類

認定請求書または額改定請求書、保険証の写しなどが必要です（左図参照）。

◆手続きの期限

今回の改正で対象になる方で、9月30日（木）までに申請した場合は、平成16年4月を上限としてさかのぼって支給されます。

提出先　児童課、東部・西部出張所、動く市役所

問合せ　児童課☎042（346）9544

児童手当等所得限度額表

扶養人数	児童手当（国民年金などに加入の方）	特例給付（厚生年金などに加入の方）
0人	3,010,000円	4,600,000円
1人	3,390,000円	4,980,000円
2人	3,770,000円	5,360,000円
3人以上	1人につき380,000円加算	

児童手当の受給手続き

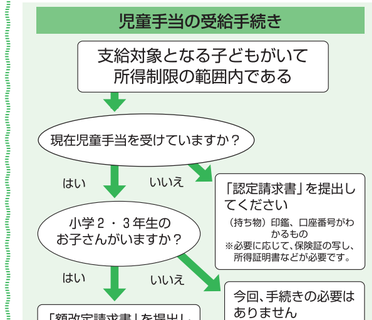

介護保険料額決定通知書・納入通知書をお送りします

介護保険制度は、介護負担を社会全体で連帯して支あう社会保険制度です。

皆さんの介護保険料が介護保険を支えています。保険料を納めていただく方は、年齢によって第1号被保険者（65歳以上）と第2号被保険者（40歳～64歳）の2種類に分かれます。

65歳以上の方（第1号被保険者）に、介護保険料額決定通知書や納入通知書を7月9日（金）に発送します。平成16年度の保険料は、平成15年中の所得の状況によって決定されます。

第1号被保険者に保険料を納めていただく方法は、受給している年金の年額などによって特別徴収と普通徴収に分けられます。

◆特別徴収

老齢（退職）年金を年額18万円以上受給している方が対象となります。4・6・8月分の保険料は、原則として平成16年2月と同じ額を天引きします。10・12・2月分の保険料については、今回確定した年間保険料を調整して天引きします。

平成15年度の途中で65歳になった方で特別徴収の対象となる方は、9月までは、市から送付する納入通知書で納めてください。10月からは、年金から天引きになります。そのための手続きは必要ありません。

◆普通徴収

老齢（退職）年金を受給していない方、受給額が年額18万円未満の方が対象になります。納入通知書で市指定の窓口で納めてください。納め忘れのない口座振替も利用できます。

なお、年金受給額が年額18万円以上でも、次のような方には納入通知書をお送りします。

▽老齢福祉年金、遺族年金、障害年金のみを受給している方

▽年度の途中でほかの市区町村から転入してきた方

▽年度の途中で年金の受給が始まった方　など

◆介護保険料の減免

次の条件にあてはまる場合は、申請により介護保険料を減免する制度がありますので、ご相談ください。

▽災害や、生計を支えている世帯員の死亡・長期入院などで保険料を納めることが困難な場合

▽収入・預貯金などが、市で定める基準に該当し、特に生活が困窮して保険料の全額納付が困難な場合

◆保険料を滞納すると

特別な事情がなく介護保険料を滞納していると、未納期間に応じて次のような取り扱いになります。

▽介護費用がいったん全額自己負担になり、申請後に給付分が支払われます

▽一時的に保険給付が差し止めになります

▽サービスの利用負担分が1割から3割に引き上げられます

▽利用者負担の合計額が、一定額を超えた場合の払い戻し（高額介護サービス費）が受けられなくなります

介護が必要となった際に、安心してサービスを利用できるように、保険料は忘れずに納めましょう。

問合せ　介護保険課☎042（346）9510

第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料

所得段階	対象者	基準額に対する割合	介護保険料年額（月額）
第1段階	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者で本人および世帯全員が住民税非課税	基準額×0.5	19,200円（1,600円）
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税	基準額×0.75	28,800円（2,400円）
第3段階	本人が住民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる場合）	基準額	38,400円（3,200円）
第4段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満	基準額×1.25	48,000円（4,000円）
第5段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上	基準額×1.5	57,600円（4,800円）

官公署だより

育てよう地域の犯罪抑止力

被害を防止するのは、ひとりひとりの心がけと近所の人の目です。町会、自治会の連携を深め、自分が被害にあわないために、隣近所との助けあい上手なおつきあいを心がけましょう。

次のような人には注意してください。

▽家の周りを見かけない人がうろついていませんか

▽携帯電話を掛けながらマンションなどを見ている人はいませんか

▽3、4人組の見知らぬ人が行ったり来たりしていませんか

問合せ　小平警察署☎042（343）0110

会社の車で通勤しないキャンペーン 7月31日（土）まで

通勤に会社の車を使うことは、朝夕の交通渋滞や、交通公害の要因にもなっています。会社の車を自宅に持ち帰ることを自粛して、人にやさしい交通環境づくりにご協力ください。

また、会社の責任者は、工夫と努力で事業用車両を通勤に使用させないようお願いします。

〈小平警察署、小平市、小平交通安全協会〉

子どものための防火映画と花火教室

とき　7月19日（月・祝）午後7時～9時

※雨天の場合は、7月20日（火）に延期します。

ところ　小平第一中学校校庭

費用　無料

※子どもだけでの参加はできません。保護者同伴。

※自転車での来場はご遠慮ください。

主催　小平市消防団第三分団

後援　小平消防署

問合せ　小平市消防団第三分団長・上野☎042（344）4968

自衛官募集

◆航空学生（パイロット）

応募資格　21歳未満の高校卒業（見込み）の男女

試験日　9月23日（木・祝）

◆一般曹候補学生

応募資格　18歳以上24歳未満の男女

試験日　9月18日（土）

◆曹候補士

応募資格　18歳以上27歳未満の男女

試験日　9月18日（土）

◆2等陸・海・空士（男子）

応募資格　18歳以上27歳未満

試験日　9月24日（金）・25日（土）・27日（月）のいずれか1日

◆2等陸・海・空士（女子）

応募資格　18歳以上27歳未満

試験日　9月26日（日）または27日（月）

※各コースすべて併願可。

申込み　9月8日（水）まで（必着）に、自衛隊東京地方連絡部国分寺募集案内所へ☎042（324）1010

サマージャンボ宝くじ

収益金は市町村の明るく住みよい街づくりに使われます。

発売期間　7月12日（月）～30日（金）

抽せん日　8月10日（火）

賞金　1等2億円、前後賞各5千万円ほか

〈財東京都区市町村振興協会〉

ホッと!!こだいら

フォトニュース

12年連続全国大会へ 小平ジュニアバドミントンクラブ

第20回若葉カップ全国小学生バドミントン大会（8月6日（金）～9日（月）、京都府長岡京市）に東京都代表として12年連続で出場する、小平ジュニアバドミントンクラブの選手たちが市長を表敬訪問しました。市長からは、「日本一を目指して頑張ってください。皆さんの活躍を期待しています」と激励の言葉がかけられました。

催し集い

◉楽笑会　七夕の夜の地元寄席。7月7日（水）午後6時30分開場、7時開演。美園地域センター。無料。出演…春風亭柳之助、春風亭昇乃進ほか。☎鈴木042（341）1138

◉音楽と遊ぼう　リトミック的レクリエーション・身体表現。小打楽器、トーンチャイムも演奏。幼児…7月10日（土）、小学生…7月24日（土）午前9時30分～11時30分。大沼公民館。費用2百円（おやつ・楽器維持費。要申込。☎馬場042（345）5579

◉七夕ダンスパーティー　7月10日（土）午後6時30分～9時。福祉会館市民ホール。会費5百円。オールダンスタイム。☎ノーブル会・柴042（344）1175

◉第94回グリーンロード探訪　7月11日（日）午前9時20分、国分寺駅改札口集合。コース…野川公園・自然観察センター、近藤勇野川武蔵野の道、新東京百景、深大寺。費用5百円。弁当、飲み物持参。ガイド同伴。申込み…前日までに、グリーンロード探訪の会・佐々木へ☎0424（84）3820

◉無料空手体験教室　7月18日・25日の日曜日午後3時～4時。花小金井武道館。市内小・中学生。☎加来0424（67）6379

◉アプラレア・フラハレ・サマーパーティー　7月19日（月・祝）午後1時～4時。ルネこだいらレセプションホール。無料。☎前田0424（59）8775

◉自衛隊小平駐屯地納涼祭　7月23日（金）午後5時30分～9時（4時から入場可。雨天の場合は24日（土）に順延。小平駐屯地グラウンド。盆おどり、模擬店ほか（当日は一般開放。☎小平駐屯地広報班042（322）0661内線212

◉国土交通大学校 サマースクール　8月3日（火）午前9時～午後4時30分。小学4年～6年生。定員60人。車いす体験、石橋作り体験、楽しい地図と測量、地震体験ほか。申込み…7月16日（金）まで。詳細はホームページ（http://www.col.mlit.go.jp）または国土交通大学校教務課☎042（321）1543

募集

★小平エー推進市民グループ　公民館、障害者福祉センター、児童館、小学校などでパソコン講座のボランティア。月1回、中央公民館で勉強会。月会費1千円。☎長瀬042（325）6850

★フラワーデザイン とうがらし　月1回第1または第3木曜日午後7時～9時。中央公民館。月会費1千円（花材費別）。☎奈良042（345）2439

★シニアソフトボール だるまクラブ　土曜日、萩山グラウンドほか。入会金2千円。月会費3百円。☎樋口042（343）8441

★詩吟 愛吟会　第1・3水曜日午後6時～9時。学園西町地域センター。月会費1千5百円。☎須川042（345）4463

★書道・ペン習字 秋桜会　第1・3金曜日午後1時～3時。花小金井南公民館。月会費2千円。☎山近0424（66）7240

★健康体操 上水トリムクラブ　水曜日午前10時～正午。市民総合体育館。入会金1千円、月会費1千5百円。☎杉本042（321）1127

★着付け 夢衣　ふだん着から礼装まで。第2・4木曜日午前9時～正午。美園地域センター。月会費1千円。手結び用具不用。☎渡辺090（5397）4830

★ハートビアひきこもり学習の会　第2水曜日午前10時～正午。小平元気村おがわ東。無料。☎地域生活支援センターあさやけ・伊藤042（341）1741

★テニス 水曜午後の会　水曜日午前11時～午後1時。上水公園テニスコート。入会金3千円、月会費3千円。☎中尾042（344）4971

★手芸 デコパージュの会　第1・3水曜日午後1時30分～4時30分。小川西町公民館。月会費1千5百円。☎鈴木042（343）1974

★社交ダンス ジャスミンの会　木曜日午後1時～3時30分。大沼公民館ほか。月会費2千円。初級、中級程度。☎一柳042（344）0467

★体操 月曜日ストレッチサークル　第2・4月曜日午前10時～正午。市民総合体育館。月会費1千円。☎西田042（345）0938

★小平よさこい　市民まつりで踊ろう。第2・4土曜日午後3時30分～5時。六小体育館。無料。☎小平よさこいの会・石井☎042（343）7739